

# 都市型軽費老人ホーム JOY なぎさ 重要事項説明書

《令和8年4月1日現在》

## 1. 事業者

事業者名	社会福祉法人 東京栄和会
所在地	東京都江戸川区西葛西8-1-1
電話番号	03-3675-1201
代表者氏名	理事長 鈴木 信男
設立年月日	平成14年3月20日 (法人分割による設立)
同一敷地内で運営する事業	(1)介護保険事業(介護予防・総合事業含む) ①介護老人福祉施設 ②短期入所生活介護 ③通所介護 ④認知症対応型通所介護 ⑤通所型サービス(緩和型) ⑥訪問介護 ⑦訪問看護 ⑧福祉用具貸与 ⑨居宅介護支援
	(2)江戸川区委託事業 ①地域包括支援センター(熟年相談室)
	(3)診療所 ①博愛ホーム診療所 (4)都市型軽費老人ホーム ①JOY なぎさ (5)特定相談支援事業 (6)障害児相談支援事業 (7)障害福祉サービス事業 ①短期入所 ②在宅心身障害者施設入浴サービス(区委託事業) ③訪問介護・居宅介護・重度訪問介護

## 2. 施設の概要

施設の種類	都市型軽費老人ホーム
施設の概要	①都市型軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して、生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。 ② 都市型軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。 ③ 都市型軽費老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、区市町村、老人福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

施設の名称	都市型軽費老人ホーム JOY なぎさ
施設の所在地	東京都江戸川区西葛西8-1-1 なぎさ和楽苑6階
電話番号	03-3675-1201(代)
開設年月日	平成27年4月18日
施設長	池田 めぐみ (管理責任者、兼務)
施設職員	並河 健司 (生活相談員、常勤) 他 介護職員4名(常勤1名、非常勤3名)
運営方針	①介護員は、可能な限り、利用者が居宅において、その有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるように、各種の相談、助言を行うものとする。 ②生活相談員は、地域交流等を通して利用者の社会的孤立感を解消し、介護予防など心身の機能維持を見守りながら、利用者家族と連絡をとり、協力して援助を行うものとする。 ③事業の実施にあたっては、江戸川区および地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図りながらサービスの提供に努めるものとする。
事業時間	24時間対応。原則として、日中は、介護員(常勤・非常勤)が対応し、夜間などその他の時間帯は、宿直者が巡視及び利用者の緊急コールに対応する。

### 3. 設備の概要

施設規模	鉄筋コンクリート地上6階、地下1階建て(エレベーター完備) ※併設の施設として、1～5階に「介護老人福祉施設、なぎさ和楽苑」および在宅部門の「なぎさ和楽苑ケアセンター」あり。
延床面積	561.85㎡(都市型軽費老人ホーム JOY なぎさ専用部分)
居室の設備	10室。1室 22.53㎡～23.82㎡ (電動ベッド・ワードローブ・チェスト・小テーブル・椅子・2ドア冷凍冷蔵庫・電磁調理式キッチン・エアコン・シャワートイレ・洗面台・カーテン・下駄箱・新聞受け・インターホン・緊急通報装置等、完備)
共用部分の設備	集会室(大テーブル・椅子・テレビ・ビデオ・ミニ流し台・食器棚・電子レンジ等あり)、浴室(ひのき風呂・タイル風呂)、洗濯室(全自動洗濯乾燥機2台・分別ダストボックス)、オートロック式玄関・共用トイレ・屋上花壇等

## 4. 料金について

- (1) 利用料
- ①生活費（食費・共用部光熱水費）  
46,000 円
  - ②居住に要する費用  
50,000 円
  - ③居室に係る光熱水費  
個メーター計測による実費徴収
  - ④サービスの提供に要する費用  
前年の対象収入（租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入）により決定します（別紙：料金表参照）
- (2) その他
- <都市型軽費老人ホーム JOY なぎさ>では、利用者同士の親睦や施設の運営に積極的なご意見をいただくため、自治会活動への参加をお願いしております。親睦費や共用部分の雑費など、自治会費の決定は、話し合いの上、決定します。

## 5. 介護保険サービスについて

<都市型軽費老人ホーム JOY なぎさ>では、入居しながら、必要に応じて、介護保険サービスが利用できます。建物1階には、デイサービスの「通所介護事業所」ホームヘルプサービスの「訪問介護事業所」等がありますので、担当ケアマネージャーやご家族と相談の上、ご利用をお申し込み下さい。

尚、介護保険サービスは、介護認定を受けていないと利用できません。詳しくは、最寄りの<地域包括支援センター>または生活相談員までご相談下さい。

## 6. 入居の準備品について

<都市型軽費老人ホーム JOY なぎさ>では、寝具類のリース契約等もできますが、入居にあたっては、ご自分で必要な生活用品はご用意下さい。

例：電磁式調理器が使用可能な調理道具(鍋・フライパン等)、食器類(箸・茶碗・皿・湯呑・コップ等)、日用品(洗濯用品・入浴用品・歯磨き用品・台所洗剤・タオル類・トイレットペーパー等)、居室のテレビや電話など、その他個人専用で使いたいと思う物

## 7. 食事について

原則3食の食事を提供いたしますが、管理栄養士等により、栄養及び利用者の身体の状況並びに嗜好に配慮した食事を提供します

また、1階の地域交流スペースには、喫茶・軽食のカフェテリアもあります。

食事時間は決まっておりますが自炊の場合は自由です。

詳しくは、生活相談員までご相談ください。

## 8. 入浴について

浴室は、「ひのき風呂」と「タイル風呂」があります。入浴時間は、9:30~17:00で、その日の希望人数等により、入浴の順番や使用する浴室が変わります。

入浴は原則として、個人の入浴用品(タオル、バスタオル、石鹸、シャンプー、リンス、湯おけ等)をご使用ください。

## 9. 洗濯について

洗濯室の全自動洗濯乾燥機(2台)をご利用ください。洗濯物や量に合わせ、洗濯～乾燥まで、洗濯のみ、乾燥のみなど、細かくコースを選ぶことができます。使用方法がわからない時は、生活相談員にお尋ね下さい。

洗濯物干しは、居室のベランダをご利用下さい。尚、高層階ですので、落下にはくれぐれもご注意をお願いします。

## 10. 貴重品管理について

原則として、現金、預金通帳、貴重品、印鑑、保険証、証券等は、紛失したり、盗難に遭うことのないように、自己で管理して下さい。施設では、責任を負いかねます。

また、個人の事情により、施設に重要書類の保管を依頼する場合は、別途保管料(東京都権利擁護センターの公的財産管理サービスに準じ、1ヶ月1,000円)が必要です。

## 11. 喫煙について

居室内、ベランダでの喫煙は禁止です。指定された喫煙コーナーでのみ、喫煙下さい。

## 12. 火気類・危険物について

ガス器具や危険物の持ち込み、指定場所以外での火気の使用は、絶対にしないで下さい。家電器具を使用する際は、安全性を確かめてご使用下さい。

## 13. ゴミの収集について

居室のゴミは、各自、洗濯室にある回収ボックスに分別して下さい。分別は、可燃ゴミ・不燃ゴミ・びん・缶・古紙です。また、粗大ゴミを出される場合は、規定の有料粗大ゴミ処理券の添付と、粗大ゴミ受付センターへの申込みが必要となりますので、生活相談員までご相談下さい。

## 14. 共用部の使用について

集会室や浴室・脱衣室・洗濯室・共用トイレなど、互いの迷惑にならないよう、マナーを守り、きれいにご使用下さい。また、エアコンや照明、風呂の湯など、ムダがないように、節電・節水にご協力くださいますようお願いいたします。

## 15. ペットの飼育について

動物などペットの飼育は禁止となっています。

## 16. オートロック式玄関の開閉について

外出の際は、居室の鍵を必ずご持参下さい。都市型軽費老人ホーム内に入る時は、鍵を共同玄関前の集合インターホンにある鍵穴に差し込むと、共同玄関扉が開きます。また、ご家族やお友達が居室を訪問される時は、共同玄関前の集合インターホンより、居室番号を押していただくと、居室内のインターホン親機の呼出音が鳴り、共同扉のランプが点灯します。受話器を取り、相手を確認の上、解錠ボタンを押して下さい。退出される時は、鍵やインターホンの操作はいたしません。

共同玄関外から集合インターホンでの生活相談員の呼び出し

事務室	6 1 1 番	8 : 30～17 : 30
-----	---------	----------------

## 17. 外出・外泊について

規制はありませんが、安全を考え、21:00を門限とさせていただきます。長時間の外出や外泊をされる時は、事前に生活相談員までお帰りの予定時間等、伝えて下さい。(21:00以降は、夜間通用口も施錠されますので、ご注意下さい)

正面玄関	8 : 30～17 : 30
夜間通用口	17 : 30～21 : 00 / 7 : 00～8 : 30

## 18. 緊急通報ボタンについて

体調が急に悪くなった時は、緊急通報ボタンを押して下さい。緊急時など、やむを得ない場合は、居室の鍵を開けさせていただきますので、ご了承下さい。また、安全性確保の見地より、各居室には、センサーが設置されております。24時間以上にわたって、居室内に人の動きや気配がない時は、センサーが察知し、職員が居室内を確認させていただきますのでご了承下さい。(外出・外泊される時は、センサーのスイッチは切ってお出かけになるようお願いいたします。スイッチは、居室の照明のスイッチの上部にあります。)

## 19. 健康管理・通院について

平素から健康に留意し、体調のすぐれない時は早めに生活相談員まで申し出て下さい。通院は、各自のかかりつけ医院に連絡して通院していただくほか、介護老人福祉施設の併設医療機関として「博愛ホーム診療所」が、建物1階の外にあります。

●博愛ホーム診療所(内科) 電話番号：3675-1208 院長：松野淳子 診療時間：午前/10時～12時 午後/1時半～4時(水・土は午後休診) 休診日：日曜・祝日、第4水曜日
--

また、介護保険サービスを利用する場合は、担当ケアマネージャーと相談し、「訪問看護」をケアプランに組み入れることもできます。

近隣の医療機関には、東京臨海病院(臨海町)、森山記念病院(北葛西)、東京脳神経センター病院(西葛西)、葛西昌医会病院(東葛西)、葛西眼科(西葛西)等があります。

介護員は、通院の付き添いは致しません(緊急時は除く)。付き添いが必要な場合は、訪問介護(ヘルパー)を利用する等、ご家族にて対応をお願いいたします。

## 20. 入院・退院について

利用者が急病の際、親族等に連絡が取れない場合は、施設長の判断により、生活相談員及び介護員が緊急車両に同乗する等の対応を行います。

入院時の病院における事務手続きや、入院期間中の対応は、ご家族にてお願いします。

また、3ヶ月以上の入院期間が見込まれる場合や、実際に3ヶ月を越えてしまう場合は、退居の要件にも関連しますので、早めに生活相談員までご相談ください。

## 21. 個人情報保護について

① <都市型軽費老人ホーム JOY なぎさ>では、個人情報保護法その他関連する法令等を、遵守し、管理責任者のもとで厳重かつ適正に管理します。

② 事業者、生活相談員、事業者の使用する者は、事業において知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由（例：入居および更新の判定会議、ケアマネジャー等関連職との連絡・調整・担当者会議など）なく、第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。

③事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、上記の判定会議や担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

④事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、上記の判定会議や担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

## 22. 退居について

① 利用者が在宅での自立した生活が可能になった場合は、必要な指導・援助を行います。

②利用者が、ADL低下等により、軽費老人ホームでの生活が困難になった場合は、必要な指導・援助を行います。

③ 自己の都合により、退居される時は、1ヶ月前までには申し出てください。

④次のような場合には、退居していただくことがあります。

- ・ 不正または偽りの行為で入居したとき。
- ・ 正当な理由なく、利用料を3か月分以上滞納したとき。
- ・ 入院等により、軽費老人ホーム以外の場所で生活をする期間が3ヶ月以上にわたることが明らかとなるとき、または3ヶ月を超えるに至ったとき。
- ・ 身体状況、日常生活、精神状態、健康状態が「都市型軽費老人ホーム入所基準」に該当せず、他の利用者に迷惑をかけるなど、共同生活が不適当なとき。

## 23. 虐待防止にむけた体制について

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、利用者の人権擁護、虐待発生またはその再発の防止のため、虐待防止検討委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に取り組んでまいります。また、措置を適切に実施するための専任の担当者を配置いたします。

## 24. 感染症・災害等に対する体制について

感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底のため、感染対策委員会の開催、指針の整備、研修・訓練の実施等に取り組んでまいります。措置を適切に実施するための専任の担当者を配置いたします。

また、感染症や自然災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画（BCP）等の策定、研修・訓練の実施等に取り組んでまいります。

## 25. ハラスメント防止にむけた体制について

ハラスメント防止規定等に基づき、職場におけるハラスメント防止の取り組み、相談体制の構築、マニュアルの作成や研修の実施など職員が働きやすい環境づくりに取り組んでまいります。

## 26. 苦情・相談窓口について

＜都市型軽費老人ホーム JOY なぎさ＞に関する相談、要望、苦情等は、下記窓口までお申し出下さい。

〈サービス相談窓口〉

●電話番号:03-3675-1201 担当 阪本 彰史

〈なぎさ和楽苑 第三者委員会〉

- ・長田 久雄（委員長） 桜美林大学院教授
- ・岡村 郁子 江戸川区社会福祉協議会 事務局長
- ・坪井 順子 なぎさ和楽苑家族会 OB
- ・横内 博 ボランティア「なぎさグループ」代表
- ・小坂 順子 江戸川区民生児童委員協議会 葛西第三地区会長

●第三者委員へご相談ご希望の場合は、サービス相談担当までお申し出ください。

電話・面接等調整をいたします。

（受付時間 月～土曜日 9:00～17:00 年末年始・祝日を除く）

## 27. その他

通院・買物・お部屋の掃除など、困ったことがありましたら、生活相談員までご相談ください。担当ケアマネージャーへの連絡をはじめ、地域の社会資源を活用し、利用者の生活を支援します。